

・給付金等の支給を受けるための要件

<趣旨>

今回のB型肝炎訴訟において救済対象となるのは、B型肝炎ウイルスに持続感染されている方のうち、集団予防接種等における注射器の連続使用により感染したと認定された方及びその方から母子感染した方（これらの方々の相続人を含みます。）です。

そのため、集団予防接種等とB型肝炎ウイルス感染との因果関係の認定が必要となります。

本件訴訟では、以下の要件により、その因果関係を認定します。給付金等の請求をお考えの方々は、まず、以下の要件を満たすことを示す証拠を収集してください。

(1) 一次感染者であることを証明するための要件

集団予防接種等により、直接、B型肝炎ウイルスに持続感染した方（一次感染者）の認定については、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① B型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ② 満7歳になるまでに集団予防接種等※を受けていること
※ 予防接種およびツベルクリン反応検査
- ③ 集団予防接種等における注射器の連続使用があったこと
- ④ 母子感染でないこと
- ⑤ その他集団予防接種等以外の感染原因がないこと

(2) 二次感染者であることを証明するための要件

一次感染者である母親からの母子感染によりB型肝炎ウイルスに持続感染した方（二次感染者）の認定については、以下の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 原告の母親が上記の一次感染者の要件をすべて満たすこと
- ② 原告がB型肝炎ウイルスに持続感染していること
- ③ 母子感染であること

・一次感染者が救済要件を満たすことを証明するための資料

一次感染者が給付金等の支給を受けるためには、各要件を満たしていることを以下の資料によって証明することが必要です。

要件 1. B型肝炎ウイルスに持続感染していること

<趣旨>

まず、B型肝炎ウイルスに持続感染していることを確認することが必要です。

※ 持続感染している方が救済対象のため、一過性の感染歴があるだけでは、救済対象とはなりません。

<必要となる資料>

以下の①または②のいずれかの場合であること

- ① 6ヶ月以上の間隔をあけた連続した2時点における、以下のいずれかの検査結果
 - ・HBs抗原陽性
 - ・HBV-DNA陽性
 - ・HBe抗原陽性
- ② HBe抗体陽性（高力値）

※ その他、医学的知見を踏まえた個別判断により、B型肝炎ウイルスの持続感染が認められる場合があります。

（例）1時点の検査結果しか残っていないが、診療期間が6ヶ月よりも短い間に死亡してしまった場合 → 医学的知見を踏まえた個別判断が必要となります。

<Q & A>

Q B型肝炎に感染しているかどうか検査したい場合は、どうすればよいか。

A 検査を受診する機会として、

- ・お住まいの市区町村での検診
- ・お住まいの都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査

があり、低額（自治体によっては無料）で検査を受けることが可能です。実施日程や費用などは、それぞれの実施主体によって異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

（参考）肝炎の検査についてのパンフレット（厚生労働省作成）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

要件2. 満7歳になるまでに集団予防接種等を受けていること

<趣旨>

平成18年最高裁判決において、B型肝炎ウイルスに感染したのち、持続感染化するのは、免疫機能が未発達な幼少期（遅くとも6歳頃まで）に感染した場合であるとされました。

今回の和解の枠組みにおいても、このことを前提として因果関係を判断しますので、満7歳の誕生日の前日までの間に集団予防接種を受けていることを確認することが必要となります。

<必要となる資料>

以下の①から③のいずれか

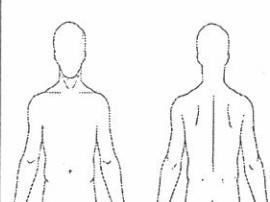
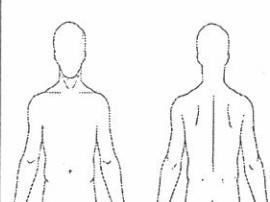
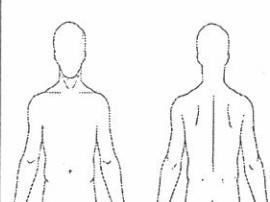
- ① 母子健康手帳
- ② 予防接種台帳（市町村が保存している場合）
※ 厚生労働省ホームページに、各市町村の保存状況の調査結果を公表しています。
- ③ 母子健康手帳または予防接種台帳を提出できない場合は、
 - ・その事情を説明した陳述書（親、本人等が作成）
 - ・接種痕が確認できる旨の医師の意見書（医療機関において作成）
 - ・住民票または戸籍の附票（市区町村において発行）
※ 該当時期の予防接種台帳を保存している市区町村に居住歴がある場合で、予防接種台帳に記載がない場合は、その証明書（当該市区町村において発行）も必要です。

<Q & A>

Q 接種痕が確認できる医師の意見書とは、どのようなものか。

A 以下の様式に沿って、医療機関に「接種痕意見書」を作成いただくようお願いいたします。

参考様式

接種痕意見書																			
B型肝炎訴訟に係る以下の原告について、種痘又はBCGの接種痕を認めたことを以下により報告する。																			
報告年月日 平成 年 月 日																			
医師の氏名 _____ 印 _____ (署名又は記名押印のこと)																			
病院・診療所の名称 _____ 上記病院・診療所の所在地 _____ 電話番号 () -																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 33%;">1 患者氏名</td><td style="width: 33%;">2 性別</td><td style="width: 33%;">3 生年月日</td></tr><tr><td> </td><td>男・女</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="3">4 患者住所</td></tr><tr><td colspan="3">電話 () -</td></tr><tr><td colspan="2">5 接種痕のある部位に×印を記入願います</td><td>6 備考</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td> </td></tr></table>		1 患者氏名	2 性別	3 生年月日		男・女	年 月 日	4 患者住所			電話 () -			5 接種痕のある部位に×印を記入願います		6 備考			
1 患者氏名	2 性別	3 生年月日																	
	男・女	年 月 日																	
4 患者住所																			
電話 () -																			
5 接種痕のある部位に×印を記入願います		6 備考																	
																			

接種痕意見書様式は、厚生労働省のホームページから印刷できます

要件3. 集団予防接種等における注射器の連続使用があつたこと

<趣旨>

本件訴訟における国の責任期間は、「予防接種法」の施行日である昭和23年7月1日から、注射筒（※）の1人ごとの取り替えを指導した昭和63年1月27日までの期間とされています。

この期間内に集団予防接種等を受けたことを確認することができれば、特段の事情がない限り、注射器の連続使用が行われていたものと認められます。

（※）注射針については、昭和25年（ツベルクリン反応検査およびBCG）、昭和33年（その他の予防接種）に1人ごとの取り替えを指導しています。

<確認方法>

要件2の証明資料として、①「母子健康手帳」または②「予防接種台帳」を使用する場合

→ 母子健康手帳または予防接種台帳の記載により、昭和23年7月1日から昭和63年1月27日までの間に集団予防接種等を受けたことを確認します。

要件2の証明資料として、③「陳述書」および「接種痕意見書」等を使用する場合

→ 昭和16年7月2日から昭和63年1月27日までの間に出生していることを確認します。
(その場合、満7歳になるまでの間に集団予防接種を受けたことがあると推認します)

要件4. 母子感染でないこと

<趣旨>

母子感染は、乳幼児期のB型肝炎ウイルス感染を引き起こす最も有力な原因とされています。

したがって、集団予防接種等とB型肝炎ウイルス感染との因果関係を主張するに当たっては、母子感染でないことを立証することが必要となります。

<必要となる資料>

以下の①から③のいずれか

① 母親のHBs抗原が陰性かつHBC抗体が陰性（または低力価陽性）の検査結果

※ 母親が死亡している場合は、母親が80歳未満の時点のHBs抗原陰性の検査結果のみで可。80歳以上の時点の検査の場合は、HBs抗原の陰性化（持続感染しているが、ウイルス量が減少して検出されなくなること）が無視できない程度に発生することが知られているため、HBC抗体も併せて確認することが必要です。

② 年長のきょうだいのうち一人でも持続感染者でない者がいること（母親が死亡している場合に限る）

③ その他、医学的知見を踏まえた個別判断により、母子感染によるものではないことが認められる場合には、母子感染でないことを推認します。

〈例〉原告が双子の兄であり、母親は死亡しているが、双子の弟が未感染である場合

<注> 母子感染でないことは、上記①のように、母親の血液検査結果により判断することが原則です。しかし、今回の和解の枠組みにおいては、母親が死亡しており、血検検査結果が出せない場合であっても、何らかの医学的知見を踏まえた個別判断ができる場合には、母子感染ではないことを認定するとして、②、③のケースを設けています。